

第6条第1項第2号中「又は旅館の」を「若しくは旅館の用途又は法別表第1の(い)欄の(四)項に掲げる」に改め、同項第3号中「又は旅館の」を「若しくは旅館の用途又は法別表第1の(い)欄の(四)項に掲げる」に改め、「及び第5号」を削る。

第10条中「建築物の積雪荷重に関する制限」を「建築物の垂直積雪量に関する制限」に改める。

第22条第1項第3号及び第3項第3号中「第1条の3第1項の表2の(30)の項の(ろ)欄」を「第1条の3第1項の表2の(29)の項の(ろ)欄」に改める。

様式第1号中「平成 年」を「 年」に改める。

様式第5号を次のように改める。

(様式第5号) (第10条関係)

建築物の垂直積雪量に関する制限		
この建築物は、次の条件で設計されています。 記載された垂直積雪量を超えないように雪下ろしが必要です。		
条 件	垂直積雪量	単位荷量
	c m	N/(m ² ・c m)
設 計 者 氏 名		
施 工 者 氏 名		
しゅん工年月日	年 月 日	

(備考) 大きさは、縦20センチメートル以上、横25センチメートル以上とすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の定める様式により表示されている建築物の積雪荷重に関する制限は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に定める様式により表示された建築物の垂直積雪量に関する制限とみなす。

建築住宅課



長野県告示第141号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」と

いう。）として次のとおり指定します。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地の区域（要措置区域）
諏訪郡下諏訪町5036番1の一部
- 2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 3 法第7条の規定により指示した措置
地下水の水質の測定

水大気環境課

長野県告示第142号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東御市新張字新張山758の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び東御市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第143号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 高精度火山標高データ整備（浅間山地区）
- 2 作業期間
令和元年8月1日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第144号

南箕輪村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法12cm）
- 2 作業期間
平成31年3月28日から令和元年7月31日まで
- 3 作業地域
上伊那郡南箕輪村

建設政策課

長野県告示第145号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、令和元年7月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
社団法人長野県建築士会 更級支部	長野市篠ノ井御幣川 306番地1	長野市篠ノ井御幣川 306番地1 社団法人長野県建築士会 更級支部

会 計 課

長野県上田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年8月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年8月8日

長野県上田建設事務所長 蓬 田 陽

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 144号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市真田町長1065番のイの1地先から 上田市真田町長1025番の1地先まで	旧	m 10.2～16.2	km 0.2000
同 上	新	10.2～14.0	0.2000

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年8月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年8月8日

長野県大町建設事務所長 木下昌明

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 148号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字千国乙10296番の2地先から 北安曇郡小谷村大字中小谷丙830番地先まで	旧	m 8.0～18.0	km 1.9556
同 上	新	m 10.7～43.0	km 2.0100

道路管理課

選告示第34号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

令和元年8月8日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中
「エリシオン開智 松本市開智二丁目3番50号」を
「エリシオン開智ウエスト 松本市開智二丁目3番50号」に改め
「オーチャード開智 松本市開智二丁目3番50号」を
「オーチャード開智WEST 松本市開智二丁目3番50号」に改め
る。

選挙管理委員会



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和元年8月8日

長野県知事 阿部守一

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
平成31年度流域下水道管理システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県環境部生活排水課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 3 契約の相手方を決定した日